（整理番号 2610）

長野地方最低賃金審議会

令和８年度　第１回長野県最低賃金専門部会　議事録

令和８年 11 月２日公開

開催日時 場　　所	令和８年７月 29 日　15 時 00 分～15 時 20 分 ホテル信濃路　２階　穂高		
出席状況	公 益 代 表 委 員	出席　３人	定数　３人
	労 働 者 代 表 委 員	出席　３人	定数　３人
	使 用 者 代 表 委 員	出席　３人	定数　３人
主要議題	１．長野県最低賃金専門部会の運営規程について ２．中央最低賃金審議会の審議状況について ３．今後の審議の進め方について ４．その他		

議事録

開会

○藤川賃金室長

それでは長野地方最低賃金審議会令和８年度第１回長野県最低賃金専門部会を開催いたします。本日は令和８年度第１回目の部会でありますので、部会長、部会長代理が選出されるまでの間、事務局で進行させていただきます。定足数の確認でございます。本日の専門部会は、委員９名中９名全員の御出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第５条第２項に基づき、本部会は有効に成立していることを御報告させていただきます。また、本日は、５名の方が傍聴に、報道機関１社が取材に来られていることを併せて御報告させていただきます。それでは、審議に先立ちまして、事務局を代表して小宮山労働基準部長から御挨拶申し上げます。

○小宮山労働基準部長

労働基準部長の小宮山でございます。委員の皆様におかれましては、ご多忙の中、第２回本審に引き続きご出席いただきまして誠に有難うございます。本年度の長野県最低賃金の改正審議につきましては、今月３日に開催されました第１回長野地方最低賃金審議会におきまして、長野労働局長から長野地方最低賃金審議会の山本会長宛てに諮問させていただいたところでございます。ご審議に際しましては、長野地方最低賃金審議会の自主性を発揮していただきまして、法

定の３要素などに関するデータ、関係労使の意見、最低賃金に関する実態調査の結果、更には中央最低賃金審議会が示す目安、こういったものを参考にして、ご審議していただくことになろうかと思います。長野県の実情に応じた適正な金額の改正となりますよう、重ねてお願い申し上げます。簡単ではございますが、私からのご挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○藤川賃金室長

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。まず「長野県最低賃金専門部会の委員紹介」について、資料№１の当専門部会委員名簿を御覧ください。名簿のとおり、公益代表委員３名を任命させていただいているほか、労使の代表委員につきましては、本年７月３日から同月 17 日まで委員候補者の推薦を求める公示を行い、関係者から推薦のあった方々を委員として任命させていただいております。皆様の机に７月 22 日付けの任命辞令を配付させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。なお、各委員の御紹介につきましては、時間の関係で名簿の配付に代えさせていただきたいと存じます。

続きまして、部会長及び部会長代理の選出についてお諮りいたします。選出につきましては、最低賃金法第 25 条第４項において「同法第 24 条第２項の『公益を代表する委員のうちから委員が選挙する。』を準用する」と定められておりますことから、従来、公益代表委員の御協議により決めていただいておりますが、本年度も従来どおりとすることでよろしいでしょうか。

（　各委員の了承を確認　）

○藤川賃金室長

それでは公益代表委員で御協議の方をよろしくお願いいたします。ご協議が整いましたら、御発表をよろしくお願いいたします。

（　公益委員協議　）

○昆委員

それでは、部会長及び部会長代理につきまして発表いたします。部会長は、山本委員、部会長代理は広瀬委員となりました。

○藤川賃金室長

ありがとうございます。改めて確認させていただきます。部会長に山本委員、部会長代理に広瀬委員とのことでございますが、よろしいでしょうか。

（　委員全員の了承を確認　）

○藤川賃金室長

それではこれからの審議につきまして、山本部会長よろしくお願いいたします。

○山本部会長

改めましてよろしくお願いします。今日から長野県の最低賃金について、予備日がありますけど、全部で４回ということで協議をし、検討して進めていくことになります。先ほど、第２回本審で、中央の答申の資料配布もあります。その中に目安を十分に参酌しながらも、地域別最低賃金の審議に際しては、都道府県別に示される地域の経済雇用実態等データに基づいて、見極めつつ自主性を発揮していくことを期待するというふうに書かれております。ここの審議におきましては、長野県のこの実情を参考に、それを前提に、労使双方にとってより納得感のある結論が出せるような方向に、皆様のご協力をお願いしたいと考えているところです。では、早速次第に従って進めてまいりたいと思います。議題（１）長野県最低賃金専門部会の運営規程について、事務局からご説明をお願いします。

○藤川賃金室長

事務局でございます。今年度の長野県最低賃金専門部会つきましても、資料№.２の長野県最低賃金専門部会運営規程に基づいて運営してまいりたいと存じますが、内容は昨年度と同様でございます。説明は以上でございます。

○山本部会長

ありがとうございました。ただいま説明のありました、長野県最低賃金専門部会運営規程について、昨年と同様ということですけれども、ご質問・ご意見等はありますでしょうか。

（　質問・意見等なしを確認　）

○山本部会長

それでは、本規程により本年度の専門部会を運営することと致します。

本日の議事録の確認委員の指名につきましては、労働者代表委員におかれましては風間委員に、使用者代表委員に置かれましては薄山（うしやま）委員にお願いします。

○山本部会長

続きまして、議題（２）中央最低賃金審議会の審議状況につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

○藤川賃金室長

第２回本審の説明と重なるんでございますけれど、昨夜、中央最低賃金審議会の第６回目安に関する小委員会で話を取りまとめまして委員長報告が出されまして、その後、本審が開かれまして答申が結審ということで進んだということでございます。先ほど、本審で資料番号３３番をお示しし、答申の内容は第２回本審で説明したとおりということでございます。

○山本部会長

ただ今の説明について何かご質問等はありますか。

（質問等なしを確認）

○山本部会長

今後の審議にあたり、今一度、中央最低賃金審議会の参考資料をご確認いただければと思います。続きまして議題（３）今後の審議の進め方について事務局からご説明をお願いします。

○藤川賃金室長

今後の審議の進め方でございますけど、２点説明させていただきます。一点目ですけど、専門部会におけます公労使三者が集まって議論を行う部分の公開についてです。資料番号３の長野地方最低賃金審議会会議公開要綱の別紙にございますけど、別紙審議会等の公開・非公開についての２の（２）をご覧いただければと思います。第１回部会は公開とし、第２回以降は原則として公開し、公開することにより個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合は、部会長は会議を非公開とすることができるとされています。昨年度同様に、公労使の三者協議は原則公開になることをご確認いただければと思います。

二点目です。先ほど、本審でも日程関係を紹介させていただきましたが、専門部会の日程ですけれども、第２回専門部会が７月 31 日午前 10 時 30 分から長野労働局１階会議室です。第３回専門部会が８月３日午前 10 時 30 分から長野労働局２階会議室です。第４回専門部会が８月５日午前 10 時から長野労働局２階会議室で、それぞれ予定されております。先ほど会長からも話がございましたけれど、予備日が８月６日午前 10 時から長野労働局２階会議室に設けられているところです。

あくまで、現時点における予定でございますが、第４回専門部会で最終的な金額審議などを行っていただき、専門部会長報告として取りまとめていただく予定としております。その上で、専門部会長報告につきましては、８月５日午後３時から開催の第３回本審において審議会会長あてご報告いただき、長野県最低賃金の改正について長野労働局長へ答申していただく予定になっております。

なお、発効日に関しましても、昨年度からの申し送り事項であることもあり、十分なご審議をお願いいたします。また、７月３日の第１回本審の資料№７として、「令和７年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理について」をお示しております。この通達の中においては、いわゆる地域間競争と発効日について、対応方針が示されておりますので、ご留意いただきますようお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○山本部会長

ただいまの説明についてご質問等ありますか。

（質問等なしを確認）

○山本部会長

では、議題（４）その他について、事務局から何かありますか。

○藤川賃金室長

第１回専門部会の資料ということで、資料の№.４としまして、中央最低賃金審議会令和８年度第４回目安に関する小委員会 配布資料をお配りさせていただいてございます。この中では、「日本成長戦略」と「経済財政運営と改革の基本方針 2026」において、最低賃金改正審議に関係する部分の抜粋が資料として示されております。ご活用いただければと思います。

事務局からは以上でございます。

○山本部会長

ありがとうございます。労働者代表委員何かございますか。

○齋藤委員

本日からまたよろしくお願いします。まだ、具体的な金額とかそういう審議ではないですが、我々としては、まず、中長的に達成すべき目標というものを持って、そのために今年の金額というものも考えていきたいというふうに思っています。その目標というところも色々あるかと思いますが、我々も連合が出しているリビングウェイジとか、その辺における相対的貧困ライン水準、そのような数字というのも独自で出しているところもありますので、その辺を中長的に達成すべき、今年は金額をどれだけにするというようなことも訴えていきたいというふうに思っておりますし、それもありますが、地域間の格差というところもですね、見ていかなければいけないかなというふうに思っております。中賃から出ている目安をないがしろにしろとか、そういうことではないですが、それと、プラス、こういう中長的に目指したいというところを訴えながらお話をさせていただこうというふうに思っております。発効日に関しても、やはり早期発効というものをある程度思って皆さんとお話をさせていただければなというふうに思っています。よろしくお願いします。以上です。

○山本部会長

ありがとうございます。使用者代表委員何かございますか。

○鈴木委員

今年もまたよろしくお願いします。これでまた目安が出たことで審議に入っていくわけですけれど、基本的には中小企業の現状、それから支払い能力の順となって意見を言っていきたいと思っていますのでよろしくお願いします。

○山本部会長

それでは、事務局からの説明のとおり、次回の専門部会は今週の金曜日ですが、長野県最低賃金の改正に関する金額審議に入ります。動画終了後に、長野県最低賃金の改正に向けた基本的な考え方などを発表いただきますよう準備をよろしくお願いします。それでは、本日はこれで終了となります。ありがとうございました。

閉　会